

なり、伊尹の大納言の御さいはいみじくおはしませす、略中東宮山花の御年ふたつなり、略中か
 かるほどに五月廿日、一條のおとゞ伊攝政の宣旨かうぶり給て、一天下我御心におはしませす、
 東宮の御おほぢみかどの御をぢにて、いとく有べきかぎりの御おぼえにてすぐさせ給、此御
 ありさまにつけても、九條殿の御有様のみぞなほいとめでたかりける、

〔愚管抄三〕この九條右丞相師輔の公のいへに、攝籙の臣のつきにけることは、小野宮どの頼實う

せ給ひて、九條殿の嫡子、一條攝政伊尹攝籙になりぬ、是は圓融院の外舅にて、右大臣にてあれば、
 九條殿は攝籙せざりしかば、なにとて肩をならべ競べきもなくてかくは侍る也、地體は藤氏長
 者といふことは、上よりなざる、事なし、家の一なる人に次第に、朱器臺盤印などをわたしく
 する事なり、その人また同じく内覽の臣とはなる也、關白攝政といふことは、必しもたえずなる
 事はあらず、攝政は幼主の時ばかり也、忠仁公の後には、たゞ藤氏長者内覽の臣になりぬるを一人
 とは申也、内覽もかならずしもなき事也、關白も昭宣公攝政の後に、關白の詔始りけり、漢の宣帝
 のとき、霍光がまづあづかり聞しめて後に白せよとうけ給はりける例なるべし、小野宮殿の攝
 政をへすして、關白詔始りけるをばおそれ申されけり、されば廷喜の御時、時平うせ給ひてのち
 と、天曆の御時には内覽の臣だになく、まして攝政關白といふつかさもなされず、たゞ藤氏長者
 一のかみにて、廷喜の御時は、眞信公平忠のちにこそ、朱雀院八にて御位なれば、攝政にはならせ
 給へ、村上には初は眞信公關白如元とてありけれど、うせさせ給ひて後は、左大臣にて小野宮殿
 こそはたゞ一の上にて事おこなひて、冷泉院の御時直に關白の詔ありければ、時の君の御器量
 がらにてかつは置る、事也、世の末はみな君も昔には似させ給はず、誠の聖王は有がたければ、
 今は様のごとく攝政關白の名はたゆる事なし、それも御堂のはじめ、一條院三條院、知足院殿忠
 實のはじめ堀河院、このふたゝびは内覽ばかりにて、關白にはならせたまはざりけり、やさしき